

高レベル放射性廃棄物最終処分場問題の検討 —地方自治の観点から—

佐藤 学

I. 「核のゴミ」 処分場

高レベル放射性廃棄物最終処分場とは何か？：問題の所在

1965年に日本で初めての商用原子力発電所の操業が茨城県東海村の東海発電所で始まって以来、原子力発電所で使用した核燃料は、基本的に全国の原子力発電所建屋内で保管されてきた。当初の計画は、核燃料サイクルにより、使用済み核燃料から生成されたプルトニウムを抽出し、それを再び発電に利用することで、廃棄物量を大幅に削減し、原発は廃棄物からより多くの燃料を作り出せる効率の高い発電と宣伝されていた。結果的に、それでも残る高レベル放射性廃棄物をどのように処分するかという、真に原子力発電の急所となる部分は、先送りされてきた。

切り札とされていた核燃料サイクルは、高レベル放射性廃棄物から再処理で取り出したプルトニウムを更に燃料として高速増殖炉で使用することで、廃棄物からより多くの燃料を産出する期待があった。一方、プルトニウムは放射線が非常に強く、毒性も強く、取り扱いに高い危険性を有するだけでなく、核兵器の原料として使われるため、その管理が強く規制される物質である。

プルトニウム抽出のための再処理工場は、当初、1997年の完成を計画していたが、技術上のトラブル、不祥事、また、福島原発事故後の2013年に策定された原子力発電所新基準への対応を理由に、未だに完成していない。2020年に新基準に適合した新事業転換の許可を得て、2022年の設計・校時許可を取得した時点で、1997年以来26回の延期を経て2024年の竣工を予定

している¹。しかし、稼働に必要な原子力規制委員会の審査は、更に時間がかかり、竣工後も、稼働までは、更に年月がかかることが必至である²。

この間、日本の原子力発電所は、生み出される高レベル放射性廃棄物を原子力発電所敷地内に設置した冷却用プールに保管していたが、プールの容量が一杯になれば、使用済み核燃料を取り出し、燃料交換を行うことが出来なくなるために、イギリスとフランスの再処理工場に委託する方法を執った。両国の再処理工場で処理し、抽出したプルトニウムは日本に返送され、保管されてきた。この間に、年間800トンという大きな処理能力を持つ再処理工場を青森県六ヶ所村に建設し、日本国内での核燃料サイクルを確立することが、今に至るまでの政策である。

再処理委託先のイギリスセラフィールド再処理工場は、2018年に操業を終えた。高速増殖炉を稼働させ、再処理で抽出したプルトニウムを燃料として使用する核燃料サイクルが採算性の無い事業と判断されたためである。また、世界的に、高速増殖炉を利用する核燃料サイクルが放棄され、日本を含む国外からの再処理委託によるビジネスも成立しなくなったことが理由である³。

原子力発電大国として知られるフランスのラ・アーグ再処理工場は、各国の再処理を受け入れている。しかし、現在ラ・アーグ再処理工場にある貯蔵用冷却プールの容量は、2030年までには満杯になると見込まれ、新貯蔵プールの建設を決めたが、高レベル放射性廃棄物の集中に反発する周辺自治体住民の強い反対運動に見舞われている。国民が原発を受け入れているフランスでは、核燃料サイクルの破綻にともない、使用済み核燃料が増え続けている。また、再処理により抽出したプルトニウムを燃料として使用する高速増殖炉に代わって、抽出したウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)を高速増殖炉ではなく、通常の軽水炉で使用するプルサーマル計

1 「使用済み燃料を有効活用！核燃料サイクルは今どうなっている？」資源エネルギー庁「スペシャルコンテンツ」、2023年7月16日

2 東京新聞、2022年12月26日

3 「破綻したイギリスの核燃料サイクル-セラフィールド再処理工場の終焉と六ヶ所再処理工場の行方」、新外交イニシアティブ研究/報告、2022年4月4日

画の実用化に向けて、MOX燃料の生産を進めた。しかし、プルサーマル炉も、予定された程に普及せず、MOX燃料もラアーグに蓄積されていく。この事態に、ラアーグ地元住民の反対が強まり、今後、安定して日本から再処理を委託することが困難である⁴。

日本における核燃料サイクルの鍵を握るはずであったMOX燃料使用の高速増殖炉「もんじゅ」は、ラアーグの炉をモデルとして建設され、1991年に完工、1994年に臨界を達成したが、1995年に冷却材の金属ナトリウムの漏洩と発火事故を起こし、運転が止められた。2007年に再開のための工事が完成し、2010年の本格操業を目指している最中、2010年8月に炉内装置落下事故により再度停止し、2016年に廃炉が決定した。2023年時点で、廃炉に向けての第一段階である核燃料取り出しが終わったところである⁵。

それより先に、日本の独自開発であった新型転換炉「ふげん」も、1978年の運転開始後、2003年に運転を終え、現在廃炉作業が進んでいる。「ふげん」は、危険性の高い金属ナトリウムではなく、重水を減速材に使用し、MOX燃料として、プルトニウムを利用する世界初の原子炉であった。しかし、プルサーマル計画の進展により、高速増殖炉の実現までの繋ぎの役割を失い、経済性も低いために廃炉が決まった⁶。

核燃料サイクルに必須な高速増殖炉が実現可能性を失い、また、再処理工場も操業しないまま、福島事故後の2015年までの4年間を除いて、日本は原子力発電を使い続けている。「トイレなきマンション」と言われたまま、現在に至るまで、高レベル放射性廃棄物の容量を減らすための手段は、何も確立できないまま、廃棄物は増加し続けている。

II. 地層処分適地選定過程

この60年間近い原子力発電操業を通じて、発電所そのものの安全性は「原発ムラ」の強力な宣伝力により、福島第一原子力発電所事故まで確たるも

4 「気候革命：行き詰まる核燃サイクル 原発大国フランスの悲鳴」毎日新聞、2023年1月6日

5 「国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ」サイト <https://www.jaea.go.jp/04/monju/#>

6 「JAEA 新型転換炉原型炉ふげん」サイト <https://www.jaea.go.jp/04/fugen/>

のとして受け入れられていた。他方、放射性廃棄物については、現実には機能していない核燃料サイクルにより量を減らすと同時に新たな燃料を取り出すという、かつての「夢」が公式には継続して政策として掲げられている。そして、その先に、どうしても必要となる高レベル放射性廃棄物をどのように処分するか、という課題は、地層処分の方針以外、何一つ具体的に決められないまま、今日に至る。

地下300メートルよりも深いところに「埋める」のが、地層処分であるが、これが世界的に最終処分方法とされている一方、世界で地層処分場を決定したのは、フィンランドとスウェーデンの2カ国しかない。フィンランドでは2021年に操業許可申請が出され、最も進んだ例とされている。スウェーデンでは、2009年に場所が決定し、2022年に建設許可が出されている⁷。

原発新設を1979年のスリーマイル島原発事故後に止めていたアメリカでは、40年以上ぶりに、2023年にジョージア州で新設原発の運転を開始した⁸。核兵器製造に伴う高レベル放射性廃棄物や、劣化ウランを大量に排出してきたアメリカだが、最終処分場建設は、ネヴァダ州で1980年代から計画されていたが、2009年にオバマ政権が、このユッカ・マウンテン最終処分場計画を撤回し、現時点で処分場計画はない⁹。

世界の原子力発電操業国で、最終処分場建設を具体的に決めたのは、前記のフィンランドとスウェーデンしかない。世界30カ国で運転されている原子力発電所だが、高レベル放射性廃棄物最終処分場を確定したのが、2カ国しかないという事実は、この技術と産業が、世界的に極めて無責任な体系で推進されてきたことを示す。実用化が技術的、経済的に実現しない高速増殖炉による核燃料サイクルへの期待に依存し、廃棄物からより多くの核燃料を抽出する「夢」と共に、廃棄物の容量も減らす、という画餅が、

7 今田高俊、寿楽浩太、中澤高師、『核のごみをどうするか もう一つの原発問題』岩波書店、2023年

8 <https://www.georgiapower.com/company/energy-industry/generating-plants/plant-vogle.html>

9 The fight against Yucca Mountain”, Nevada Attorney General Office, https://ag.nv.gov/Hot_Topics/Issue/Yucca

原子力発電の根本であった。

仮に高速増殖炉が実用化しても、高レベル放射性廃棄物が出るのであり、それをどのように「処分」するかについては、大気圏外にロケットで打ち上げる宇宙処分、深い海に投棄する海洋投棄（海溝処分）、南極の氷の下、大陸上に処分する氷床処分、地上での管理貯蔵、更には放射能を弱化させる処理等、様々な方式が提案されてきた。しかし、ロケットでの打ち上げは、コストと事故の危険性から不可能、海洋投棄は、1972年批准の「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）」と、1996年の同条約議定書により、禁止されている。氷床処分も、1959年に採択された南極条約と、1991年に採択、1998年に発効した環境保護に関する南極条約議定書により禁止されている。日本は、両条約の批准国である¹⁰。また、経済支援と引き換えに、途上国に「売り付ける」というような提案もされてきた。しかし、2003年に日本についての効力が発生した「使用済み核燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」で、「原則発生した国で処分すべき旨が規定されて」いる¹¹。

東日本大震災後に、海洋投棄が技術的ではなく、国際政治上の障害でしなく、ロンドン条約を改正すれば、海洋投棄が最も現実的な処分方法であるとの主張が一部でなされた。最深部が10000メートルに達するとされる日本海溝、伊豆・小笠原海溝の海底に沈めれば、人間の生活圏から高レベル放射性廃棄物を安全に分離できるとの主張である。しかし、日本海溝は、プレートが沈み込むところであり、そこにガラス固化体を入れたステンレスケースを沈めれば、何が起こるかは容易に推測できる。地層処分にも通じるが、毒性の高い高レベル放射性廃棄物は、人間が触れないところに処分すれば「安全」という思想が貫かれているようである。

高レベル放射性廃棄物の放射能が「安全」な水準まで下がるのに、1万年から10万年という、人類が管理したことがない時間がかかる。よって、

10 資源エネルギー庁「科学的特性マップ公表用サイト」https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/kagakutekitokuseimap/

11 NUMO「よくあるご質問 海外で処分してもらえないのですか？」https://www.numo.or.jp/q_and_a/100101.html#:~:text=

人間の手から切り離して、どこかに放す、という発想であり、現在は地層処分一択となっている。

地層処分場を決めたフィンランドとスウェーデンは、立地条件が日本と全く異なる。フィンランドの人口は約550万人と、日本の5%以下で、国土面積は33.8万平方キロメートルと、日本（37.8万平方キロメートル）より10%程小さいだけである。スウェーデンも同様で、人口は約1050万人、面積は、約45万平方キロメートルと、日本の約1.2倍である。両国とも広大な国土に寡少な人口という条件で、人間の生活環境から切り離すことが物理的に可能である。

万年単位での処分を可能にするためには、地層の条件も重要であるが、両国ともに「北欧の地質条件は、楕状地である原生代の変成岩・深成岩であり、地震活動がほとんど起こらない安定陸塊である（後略）」ことから、地層処分が可能という科学的根拠がある¹²。

また、人口が少ないことから、原発利用が限定的であり、高速増殖炉計画もない。スウェーデンは1980年の国民投票で原子力発電の2010年までの廃止を決めていることもあり、高レベル放射性廃棄物が増加する一方の日本とは原子力発電の環境も全く異なる。このような特殊な条件を満たす2カ国しか、必ず排出される高レベル放射性廃棄物の最終処分方法が決められていないことを、地層処分政策を考察する上では考慮すべきである。

日本では、2000年に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」を策定した。それに基づき、地層処分による最終処分を担うための原子力発電環境整備機構（以後、通称NUMO）が設立された。NUMOは2002年から、最終処分場受け入れのための文献調査（過去の記録から、地質、地下水などの条件を調査する）受け入れ自治体を公募している。

当初2年間最大10億円という交付金を「エサ」に、自治体からの応募を待つ姿勢を採った。同時進行していた地方財政に関する「三位一体改革」が、多くの弱小自治体の財政を衰弱させた中、相当数の自治体で応募への動き

12 「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない-現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関の設置を」地球科学者声明文、2023年10月30日

があったが、正式な応募は高知県東洋町のみで、その東洋町長は応募の是非を問うとして辞任し、町長選に臨んだ現職が反対派の新人に敗れ、応募は撤回され、以後、全く応募への動きはなくなっていた¹³。

III. 2006、2007年文献調査「応募」の顛末

2006年から2007年に、高レベル廃棄物処分場建設のための「文献調査」への応募をめぐり、全国各地の自治体で、動きがあった。中でも、前記高知県東洋町は、その経緯で強い注目を集めた。

「高レベル放射性廃棄物採取処分場の立地プロセスをめぐる科学技術社会学的考察—原発立地問題からの「教訓」と制度設計の「失敗」¹⁴の取り纏めによると、この時期に文献調査応募を検討した自治体は、東洋町と余呉町を含む15市町村に上る。その多くは（13市町村）、財政力指数0.1~0.2台の財政脆弱な自治体であった。

2006年には、滋賀県余呉町（旧）町長が、文献調査への応募を模索したところ、町内の反対が強く、予定していた2007年1月の町長選挙への5選目立候補の断念に追い込まれ、選挙では、反対を公約とした新人が勝利し、余呉町の応募も頓挫した。同年、余呉町に、全く異なる目的で調査に赴き、現職町長の聴き取り調査をした。その時に、当時の町長が述べた内容が、今日の状況にも繋がることなので、以下、記すこととする。畑野佐久郎余呉町長（当時）によると、余呉町は過疎自治体としての生き残り策に力を入れていた。琵琶湖北方の山間地に所在する同町は、林業と薪炭製造を主産業としていたが、高齢化、過疎化と、林業関連産業の衰退で、広大な町域の維持に苦慮する状況になった。当初の調査目的は、同町が広大な山間地の集落を閉じて、町域の南端にある町役場やJR駅周辺への集住を進める政策についてであった。駅近くの空き家を診療所と高齢者向けグループホームにする、という施策は、その後、各地で企図されている同様の集住

13 この項、下山憲治、「高レベル放射性廃棄物処分をめぐる法的課題」、寿楽浩太「高レベル放射性廃棄物処分政策の現段階と課題—ポスト・テクノクラシーをどう見るか—」、『緩急と公害』岩波書店、第53巻第1号、2023年7月、を参照。

14 菅原慎悦、寿楽浩太、『科学・技術・社会』第19号、2010年

策（農村版コンパクトシティ）の先駆けである。

この政策についての聴き取りを始めると、畑野町長は、余呉町の中心部整備についての解説を始めた。印象に残った点を挙げる。

- ・余呉町はNHK難視聴地域であり、早くから全戸にケーブル回線が備えられている。それを使っての高速インターネット接続CATVを実現させた。（当時、一般にはISDNからADSLへ電話回線利用が移行する光通信実用化前の時代であり、CATVは速度の点で圧倒的に有利であった）
- ・豪雪地帯であるため、町中心部に20km超の融雪道路を設置した
- ・これら施策により、居住性を高め、京都へJR新快速で1時間半という立地を活かし、産業誘致を目指す¹⁵

冬には積雪が3メートルから5メートルになる豪雪地帯にあるが、実は京都からさほど遠くない、それを活かして、情報産業などの立地を、という大きな政策目的があったということである。農業や観光業の振興を目指し、補助金獲得により建設された幾つもの施設を視察したが、ことごとく不振であり、また、豪雪を売り物にした「雪を見る」仕掛けのある宿泊施設も、雪が大量に過ぎて、宿泊客からの積雪落下の音への苦情が相次いで、これも経営不振とのことだった。

畑野町長は、余呉町生き残りのための財源として、高レベル放射性廃棄物処分場建設のための文献調査に応募することを検討した。その際に、余呉町の地理的、地学的条件から、文献調査で候補地として概要調査まで進まないことを確信しての動きであった。それは、

- ・余呉町の豪雪は、雪解けにより琵琶湖に流入する。琵琶湖は京都、大阪の上水道水源であり、処分場で問題が発生すれば、それは人口集中地域の上水道を汚染する
- ・余呉町には、確認されている活断層（柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯）が存在するよって、文献調査で候補地として落とされることは確実である。更に同町長は所轄の経済産業省・資源エネルギー庁に、候補地にならなくとも、当

15 藤ヶ谷 明子. 「あたらしい風(72) 滋賀県余呉町(畑野佐久郎町長) 過疎・超高齢化地区に地域完結型サービスを」. 『介護保険情報』7(1)(通号73)2006.4.p.86～89

時の文献調査交付金2年間10億円の返還義務が無いことまで確認した上で、応募を決めようとした。ところが町内の反対が強く、畑野町長は翌2007年に予定していた5選目への出馬断念に追い込まれた。聴き取り調査は、この時点で実施した。

2006年の余呉町事例が示す状況は、第一に過疎地自治体の人口減少、産業衰退による財政難が既に深刻化していた事態である。この問題は、以後、より広範囲な自治体が直面することになる。第二に、その上で、当時の2年間10億円という文献調査交付金が、「三位一体改革」後に困窮化が始まった、余呉町の様な自治体にとりリスクを考慮した上で応募するに足る額として映ったことである。そして、何よりも重要な点は、余呉町のみならず、この時期に応募を考えた自治体の全てで、応募に至らなかったことは、まだ住民の間に究極の迷惑施設たる高レベル放射性廃棄物処分場候補地となることへの強い拒否感が存在していたことである。なお、余呉町は、2010年に合併し、長浜市となった。

2006～2007年の全国的な動きが、結局は処分場選定過程を全く進めなかった中で、2008年に「国による申し入れ」を文献調査開始の手続きとして加えた。これは、自治体の応募を待つみの姿勢から、国として責任を持って高レベル放射性廃棄物最終処分場の選定に積極的に関わるべきとの批判による変更である。

IV. 科学的特性マップ

新方針に従い、2010年に文献調査交付金を2年間最大20億円に引き上げ、2015年に高レベル放射性廃棄物最終処分の基本方針が改められた。ここで、NUMOが最終処分場＝地層処分の地域的特性を提示することが決められ、2017年に経済産業省が「科学的特性マップ」を公表したことで、NUMOの処分場候補地選定策は新たな段階に入った。

NUMOが公表した地層処分のための「科学的特性マップ」は、国土全体を、好ましくない要件・基準と、好ましい要件・基準により「色分け」

して、どこに最終処分場が建設可能かを「科学的」に示した図である¹⁶。「好ましくない範囲の要件・基準」には、火山・火成活動、断層活動、隆起・浸食、地熱活動、火山性熱水・深部流体、未固結堆積物（軟弱な地盤）、火砕流等、鉱物資源、が挙げられ、そのうちの一つでも該当すれば地下深部の長期安定性を欠くと推定され、最終処分場の候補地から除外する、とされている。鉱物資源の存在は、将来、その開発の手が入り、人間の環境から除外するという前提が覆されるためである。また、将来の採掘可能性には、都市部も含まれている。

他方、「好ましい範囲の要件・基準」としては、海岸からの距離が短いことが挙げられ、好ましくない要件・基準が存在しない海岸線から20キロメートルの地帯が、ことごとく「好ましい範囲の要件・基準」を満たすとされている。これは高レベル放射線廃棄物の輸送を主として海運が担うことが想定されているためである。

NUMOは、「科学的特性マップ自体は、自治体に今何らかの判断を求めものではありません。特に輸送面でも好ましいと考えられる「グリーン沿岸部」（注：特性マップで緑の網掛けがされている海岸一帯）を中心に、処分主体であるNUMOが重点的に対話活動を展開していく方針ですが、その際には、安全確保の考え方等について、地域の方々と丁寧な対話を重ねていく方針です。そうした取組を通じて地域の理解を得ることなしに、一方的に調査を開始することはありません」と述べている¹⁷。

ここで問題とすべきは、「対話活動」と、「丁寧な対話」、が現実は何を意味するのか、福島原発事故後に明るみになった、電力会社と、それに財源を頼る地元メディアが、どのような世論操作をしていたかの実態を思い起こせば、そのような中立的な「対話」になろうはずがないことは、容易に推察できる。

仮に国とNUMOが主張するように、地層処分が唯一の実現可能な最終

16 「科学的特性マップ公表用サイト」資源エネルギー庁、2017年7月 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/kagakutekitokuseimap/

17 同サイト

処分方法であるとするならば、その適地を確定する作業は、本来、「グリーン沿岸部」全てで文献調査をすべきであろう。現在の政策は、適地を、交付金により募り、応募した自治体の中から文献調査2年間、概要調査（ボーリングによる地下地質調査）4年間、そして、最後の実際に地下に施設を建設しての調査・試験を行う精密調査14年間という三段階で、合計20年間の試験期間を経て、現実の最終処分操業に漕ぎ着けるといえる¹⁸。

国が、引き受けそうな自治体に働きかけ、あるいは、交付金を必要とする自治体が応募するとして、それらの中に日本における地層処分の最適地がある可能性は低いだろう。現在、文献調査受け入れ自治体数を10に至るまで募る方針と言われているが、その10自治体をサンプルとして決めるべきことなのだろうか。現在のNUMOの方針は、逆立ちしたものではないか。2023年12月末時点で文献調査を受け入れた北海道の2自治体を対象として、検討を加える。

V. 北海道寿都町、神恵内村

2015年の新方針、2017年の化学的特性マップ公表を受け、2020年10月に北海道寿都町が文献調査に応募し、同時に経済産業省が神恵内村に文献調査の実施を申し入れ、神恵内村がこれを受け入れた。2006年、2007年に多くの自治体で動きがあったとされるものの、実際には一件も文献調査受け入れが実現しなかったものが、その13、14年後の2020年11月に、遂に文献調査が実現した。文献調査の期間は2年間とされていたが、3年経った2023年12月時点で、未だに文献調査結果は公表されていない¹⁹。

2023年9月には、長崎県対馬市議会が文献調査受け入れを求める請願を

18 斎藤英明、「文献調査交付金の応募検討促進効果」、『北陸大学紀要』第53号、2022年9月は、計量分析により、文献調査交付金の額が過少であるために効果が弱く、人口一人あたり128万円を超えれば応募検討確率が50%を超えると推計している。単純な金額の問題として処理するという前提なのである。

19 NUMO「地層処分 調査の状況と対話の記録」https://www.numo.or.jp/chisoushobun/survey_status/

採択したが、決定権者である市長が受け入れない決定をした。人口減、財政難に苦しむ自治体が雪崩を打って文献調査応募に向かうのではないかとの予測は、2023年12月時点では外れたことになる。しかし、対馬市では2024年3月に市長選挙があり、受け入れ賛成を政策とする新人が立候補を表明しており、その結果で、今回の決定が覆される可能性がある²⁰。

寿都町と神恵内村を、2023年8月に訪ね、現地の状況を調査した。寿都町役場は、文献調査関係の取材は、受け入れ不可の方針で、直接町長の聴き取り調査等が出来なかった。今後の課題としたい。寿都町議会選挙が2023年10月3日に実施され、定数9人の同議会で、文献調査受け入れ賛成派が5人、反対派が4人の当選で、また、得票総数も963票対917票と拮抗しており、全町的に文献調査受け入れに固まっている状況ではない。次段階の概要調査に向けて、住民投票の可能性を町長が表明しており、今後の経緯を注目すべきである。

神恵内村では、高橋昌幸村長に聴き取り調査を行うことができた。高橋村長は、文献調査受け入れ後の2022年2月の村長選挙で、受け入れ反対を表明した新人を559対48という大差で下し、5選を決めた。

この時の聴き取り調査概要は、以下の通りである。

- ・文献調査を受け入れたのは、日本のどこも受け入れない施設の受け入れを表明することで、この問題に一石を投じる意図からである
- ・文献調査交付金20億円は、北海道庁、周辺自治体に各2億円ずつ提供したが、北海道庁と積丹村は受け入れず、神恵内村として14億円を受領した
- ・この用途は、築50年で老朽化し、漁港における衛生管理基準HACCPに適応しない魚解体処理施設の改築と、村立診療所の超音波診機器購入
- ・神恵内は、これからも漁業をしっかりやっていく。漁協女性部による商品開発が活発であり、これを支援していく
- ・神恵内村は、北海道電力泊原子力発電所（1989年運転開始、原子炉3基）の隣接自治体として、原発立地自治体交付金を受け取ってきた、原子力発

20 「長崎県対馬市長選挙に「核のゴミ」文献調査の推進派が出馬へ 即効性のある経済対策」読売新聞、2023年12月22日 <https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20231222-OYTNT50147/>

電の受益者であり、それへの応分の責任を果たすべきという考えもある

- ・仮に文献調査の結果で概要調査候補地として選定されても、最後まで責任を持って受け入れ姿勢を貫く。文献調査交付金目当ての食い逃げ、はしない²¹

高橋村長の発言で、強く感じたことは、高レベル放射性廃棄物最終処分場問題全体に通じることであるが、10万年という時間の単位と、「現在」の自治体の状況という単位の、あまりに巨大な乖離である。話のオーダーが全く異なる。文献調査から、精密調査まで受け入れることになるとして、最終処分場の操業まで20年以上かかる。NUMOは、最終処分場問題を「現世代」で解決し、次世代に先送りしないと表明している。しかし、「現世代」が決めたところで、実際に地層処分が始まるのは、次世代の時代ではないか。

更に、10万年の未来、それが1万年の未来であろうと、そこで責任を負える人間はいない。すなわち、今、交付金を産業振興目的で受け入れたところで、もし、「将来」何か問題が起きても、誰も何の責任を負う必要がないのである。

国の無責任政策は、こうして、おそらく人類はいない未来に先送りすることで完成するのである。それが、地球温暖化防止の切り札という新たな謳い文句で、原子力発電を推進する国の「政策」として合理性を持つ、ということだろうか。

2006年、2007年に1件も実現しなかった文献調査が、2020年に実現し、今後さらに増えるであろう状況は、ひとえに日本の地方、過疎地の衰退が原因である。寿都町、神恵内村のような人口減少は、日本中の離島、中山間地、半島部で起きている。コミュニティの存続自体が危うくなっている、そのような自治体は、科学的特性マップの「好ましい範囲の要件・基準」に該当する場合がほとんどである。国からの働きかけに抗する地域のバネは、最早存在しないと見るべきであろう。

また、どこかに必ず地層処分を実現しなければならない、という政策が

21 2023年8月30日

常識として広範に行き渡った状況で、神恵内村長のような立場から受け入れを認める自治体も出てくるであろう²²。

VI. 地球科学者の地層処分反対声明

地層処分は、この期間、人間との接触を断つ形で高レベル廃棄物を埋める方法である。また、既述のように、ステンレス製ケースに収蔵したガラス固化後の高レベル放射性廃棄物から、放射能が漏出しないよう、地下水が流れないこと、更に安定した地層であることが要求される。そのような地点を選び出すのが、文献調査の目的とされる。しかし、果たして、1万年という単位で地層が安定し、地下水も流れない、そのような地点が日本に存在するかは、この分野の素人目にも甚だ疑問である。

2023年10月に、300人以上の地球科学専門家の連名で、「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない－現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関の設置を－」との声明文が発表された。2023年8月に、この声明文呼びかけ人27人の1人、岡村聡・北海道教育大学名誉教授に面会し、お話を伺った²³。声明文にあるように、日本には、地層処分が可能な地盤が存在しない、という地球科学の専門的知見から、地層処分のみを最終処分方法とする政策の転換を呼びかけ、当面、地上において暫定的に保管することを含めて、広く国民的議論を興すべきというのが、この声明文の主旨である。これは、2010年に原子力委員会からの諮問を受け、2012年に日本学術会議が公表した回答を基本としている。学術会議回答は、総量規制と暫定保管を2つの柱とする提言であり、原子力発電を運転し続けることで、高レベル廃棄物の発生を止められなければ、問題はより重大になる。また、現時点の科学的知見により、人間の生活環境から切り離す地層処分を実施するのではなく、暫定的に高レベル廃棄物を地上で管理し、そ

22 織朱實「高レベル放射性廃棄物処分とリスクコミュニケーション」、田中良弘編著『原子力政策と住民参加 日本の経験と東アジアからの示唆』、第一法規、2022年は、この問題をリスクコミュニケーションの問題としてのみ捉えている。

23 2023年8月31日札幌市にて

の間に、安定した処分方法を確立する、という内容である²⁴。

VII. 「弱いところ」に「自発的に」受け入れさせる構造

しかし、現実には起きていることは、交付金と交換で文献調査を受け入れる自治体をどこでも候補地とする、全く科学的ではない方法で、地層処分場を決める政策である。これは、軍事基地を、財政支援と引き換えに地元が自ら選択して受け入れた体裁にする、現今の南西諸島軍事力強化に通底する。地域の将来、人の命がかかる問題を、このような刹那的な政策で決めて良いのか。その議論すら起きないのが、日本の現状である。

(本研究は、JSPS科研費JP21K01314の助成を受けたものである。)

24 岡村聡、「寿都町・神恵内村は深地層処分の適地か？—地質学的視点から考える—」、「地学教育と科学運動」、89号2022年11月、岡村聡「寿都町・神恵内村における核ゴミの地層処分—地質条件から見た地層処分の問題点—」、「環境と公害」、第53巻第1号、2023年7月

